

マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）、及び保険証廃止等に関するQA

【1】 マイナンバーカード・保険証利用登録、マイナ保険証について

- (1) マイナンバーカードは作らないといけないのか。…………… 3
- (2) マイナンバーカードを紛失した場合は。…………… 3
- (3) マイナンバーカード（マイナ保険証）がないと受診できないか。…………… 3
- (4) 保険証の利用登録をしたい。…………… 3
- (5) 保険証利用を登録したか確認したい。／登録されている健康保険情報を確認したい。…………… 4
- (6) 健康保険の情報に誤りがあった場合は。…………… 4
- (7) 保険証利用登録を解除する方法はあるか。…………… 4
- (8) マイナンバーカードの有効期限が迫っているがマイナ保険証として使えるのか。…………… 4
- (9) 電子証明書の有効期限が迫っているがマイナ保険証として使えるのか。…………… 4
- (10) どの医療機関でもマイナ保険証を使えるようになるのか。…………… 4
- (11) マイナ保険証が利用できない医療機関を受診するときはどうすればいいのか。…………… 5
- (12) マイナ保険証と通常の保険証の受診に違いはあるのか。…………… 5
- (13) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算とは何か。…………… 6
- (14) マイナ保険証は毎回提示する必要があるのか。…………… 6
- (15) マイナ保険証でのかかりかたは。…………… 6

【2】 マイナ保険証の使用、登録された健康保険情報について

- (16) 健康保険が変わるとき、マイナ保険証の変更手続きは必要か。…………… 7
- (17) 健康保険に加入する手続き直後に受診の場合マイナ保険証は使用できるのか。…………… 7
- (18) マイナ保険証が「資格（無効）」「資格情報がない」となるのはなぜか。…………… 7
- (19) マイナポータルで健康保険情報や医療情報が確認できなかった（エラー表示等）がなぜか。…………… 7
- (20) マイナ保険証が医療機関で使用できなかったが、どういう理由が考えられるか。…………… 8～9
- (21) マイナ保険証で資格確認ができなかった場合の支払いはどうなるのか。…………… 9

【3】 保険証の廃止、廃止後の取扱いについて

- (22) 保険証は廃止になるのか。……………10
- (23) 保険証廃止後は何か交付されるのか。……………10
- (24) マイナ保険証を持っていないが、保険証の廃止後はどうなるのか。……………10
- (25) 三郷市国民健康保険の令和6年7月31日期限の保険証があるが、有効期限後はどうなるのか。……………10
- (26) 資格確認書はどんなものか。受診はできるのか。……………10
- (27) 資格確認書に有効期限はあるか。……………11
- (28) 資格確認書をもらうためには申請が必要か。……………11
- (29) 資格確認書が自動交付される(申請不要)者とはどういった人か。……………11
- (30) 資格確認書の申請が必要な場合は。……………11
- (31) 資格確認書の交付申請が必要かわからない。……………12～13
- (32) 資格確認書に記載される任意項目とはなにか。……………13
- (33) 限度額適用認定証等や特定疾病受療証の発行はなくなるのか。……………14
- (34) 「資格情報のお知らせ」とはなにか。……………14
- (35) 「資格情報のお知らせ」はどこから交付されるのか。……………14
- (36) マイナ保険証が利用できない医療機関に受診するときはどうすればいいのか。……………14

Ver.1
令和6年3月8日現在

【1】 マイナンバーカード・保険証利用登録、マイナ保険証について

質問	回答例
(1) マイナンバーカードは作らないといけないのか。	マイナンバーカードの作成は強制ではありません。現在も、保険証が廃止された後もマイナ保険証以外で医療機関の受診は可能です。ご自身の判断で必要に応じて申請してください。
(2) マイナンバーカードを紛失した場合は。	<p>① 「マイナンバーカード総合フリーダイヤル（0120-95-0178 音声ガイダンス2）」や「個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-783-578」で利用停止の受付をしていますのでご連絡ください（紛失連絡番号は24時間365日対応）。</p> <p>② 警察へ紛失届等を届け、受理番号を控えてください。</p> <p>③ <u>お住まいの自治体窓口*</u>でカード廃止届の提出が必要です。またご希望の場合は、カードの再発行が可能です。<u>お住まいの自治体窓口*</u>までお問合せください。</p> <p style="text-align: right;">*三郷市は市役所市民課（048-930-7701）が担当窓口です。</p> <p>※外国語対応 「0120-0178-27」または「0570-064-73（フリーダイヤル番号がつかない場合（有料）」</p> <p>※カードが再発行される前に受診するときは、通常の保険証をご提示ください。</p> <p>保険証廃止後は、各保険組合へ「資格確認書」の交付申請をしてください。</p>
(3) マイナンバーカード（マイナ保険証）がないと受診できないか。	<p>マイナ保険証がなくても受診は可能です。</p> <p>① ～保険証廃止まで⇒通常の保険証で受診</p> <p>② 保険証廃止（令和6年12月2日）～1年間 ⇒廃止時に手元にある保険証が、その有効期限（最長で廃止日から1年間）まで使用可能 ※有効期限前に加入の健康保険が変わる場合を除く</p> <p>③ 有効期限経過後 ⇒加入の保険組合から交付される「資格確認書」で受診する</p> <p>※当面の間は、<u>マイナ保険証がないかた等（11頁：質問（29）、12頁：質問（31）参照）</u>には「資格確認書」は自動で交付されます。</p>
(4) 保険証の利用登録をしたい。	マイナポータルアプリの対応端末（スマートフォン、PC等）、セブン銀行ATM、導入医療機関に設置の顔認証カードリーダーで登録可能です。登録には、マイナンバーカードと利用者証明パスワード（4桁）が必要です。市役所国保年金課では利用登録のためのPCをお貸ししています。

<p>(5) 保険証利用を登録したか確認したい。 登録されている健康保険情報を確認したい。</p>	<p>マイナポータル対応端末（スマートフォンやPC等）でマイナポータルにログイン後、「わたしの情報」画面で確認することができます。</p> <p>① マイナポータルにログイン（利用者証明パスワード（4桁）の入力が必要です） ② 画面下にスクロールし、【注目の情報】部分の「最新の健康保険証情報の確認」を押下 ③ 健康保険証情報のページが開いたら、ページ中段の「あなたの健康保険証情報」を確認</p>
<p>(6) 健康保険の情報に誤りがあった場合は。</p>	<p>健康保険情報に誤りがある、エラー表示になった場合は、加入の保険組合へご連絡ください。</p>
<p>(7) 保険証利用登録を解除する方法はあるか。</p>	<p>現在、国で利用登録解除についてシステム等の準備をしています。</p> <p>加入する各保険組合に対し解除申請が必要です。実際の解除申請受付等は、令和6年秋（10月末頃）に可能となる見込みです。申請方法など、詳細は今後決定後に示される予定です。</p> <p>解除完了後は、マイナポータルで解除されたことの確認ができる見込みです。</p>
<p>(8) マイナンバーカードの有効期限が迫っているがマイナ保険証として使えるのか。</p>	<p>利用登録が済んでいれば、マイナ保険証の利用は可能です。有効期限が切れても、一定期間は利用登録情報が継続され（即時解除にはなりません）、マイナ保険証利用ができます。</p> <p>引き続きカードの利用をご希望の場合、「発行手続」が必要です。手続き方法は、<u>お住まいの市区町村担当窓口*</u>、または「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178 ガイダンス1)」にお問合せください。 *三郷市は市役所市民課（048-930-7701）が担当窓口です。</p> <p>（保険証の廃止後は、更新手続き～新しいカード交付までに受診される場合は「資格確認書」が必要です。加入の健康保険の保険組合に交付申請をしてください。）</p>
<p>(9) 電子証明書の有効期限が迫っているがマイナ保険証として使えるのか。</p>	<p>利用登録は、有効期限まで5日を切ると登録できない可能性があります。利用登録がされていればマイナ保険証は利用できますが、<u>有効期限後は利用できません</u>（一定期間使用可能とするよう、国で検討中です）。</p> <p>引き続きマイナ保険証の利用をご希望の場合、「更新手続」が必要です。手続き方法は、<u>お住まいの市区町村担当窓口*</u>、または「マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178 ガイダンス1)」にお問合せください。 *三郷市は市役所市民課（048-930-7701）が担当窓口です。</p>
<p>(10) どの医療機関でもマイナ保険証を使えるようになるのか。</p>	<p>導入医療機関は拡大中です。未導入医療機関の場合、通常の保険証を提示してください。</p> <p>※訪問診療等は、令和6年4月からマイナ保険証での受診準備が進められています。</p> <p>※オンライン診療・服薬指導も、令和6年4月からマイナ保険証での受診準備が進められています。暗証番号設定のあるマイナンバーカードに限り、顔認証のカードは利用できません。</p>

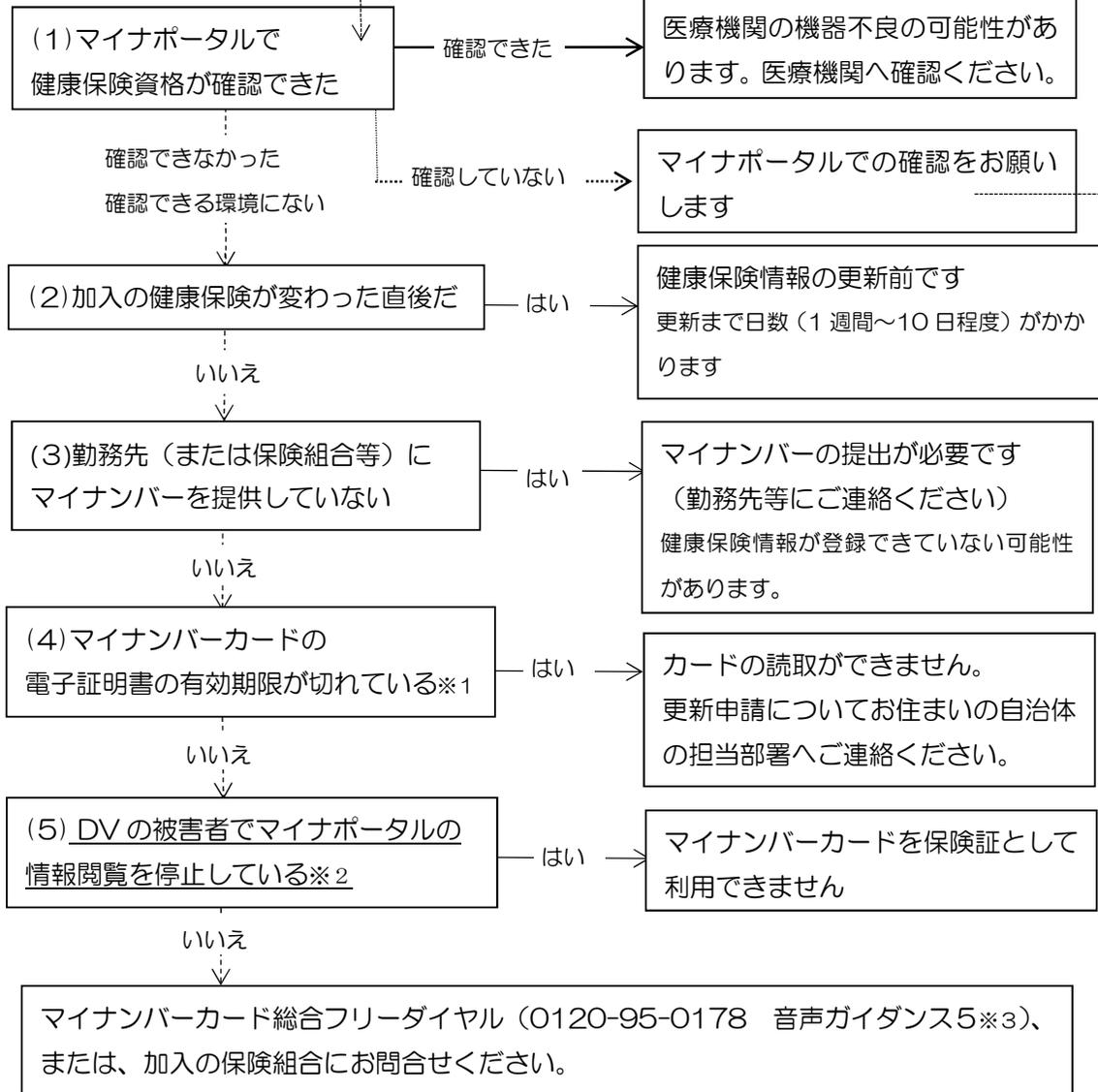
<p>(11) マイナ保険証が利用できない医療機関を受診するときはどうすればいいのか。</p>	<p>保険証がお手元になる間は保険証を提示しての受診をお願いします。 ※保険証の廃止後の受診は、以下のいずれかになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナポータル（スマートフォン等）の健康保険情報画面とマイナ保険証を提示する ●保険組合から交付された「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示する（スマートフォン等がない場合） 									
<p>(12) マイナ保険証と通常の保険証の受診に違いはあるのか。</p>	<p>マイナ保険証で受診された場合、以下のメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適正安全な診療や処方につながります 医療機関が医療情報（特定健診情報や調剤履歴）を確認できるため、症状にあった治療や薬の処方につながり、重複検査・薬剤の重複投与や併用禁止薬処方のリスクが減少します。 ●問診時の負担が減ります 複数の医療機関を受診する、旅行先などで受診する際など、自身の過去の診療・検査内容や処方薬の情報を医師や薬剤師に説明する手間が省けます。 ●マイナ保険証 1 枚で受診が可能です オンライン資格確認システムを導入している医療機関であれば、高齢受給者証や<u>限度額適用認定証</u>など※の提示を省略できます。 ※保険組合への申請が必要な場合があります。 ●通常保険証に比べて、医療費の自己負担が安くなる場合があります （オンライン資格確認の導入済で「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」をおこなっている医療機関の場合） <table border="1" data-bbox="869 986 1615 1219"> <thead> <tr> <th>令和 6 年 1 月～</th> <th>初診料(医科歯科)</th> <th>調剤管理料(薬局)*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイナ保険証</td> <td>2点 (3割負担で6円)</td> <td>1点 (3割負担で3円)</td> </tr> <tr> <td>通常の保険証</td> <td>4点 (3割負担で12円)</td> <td>3点 (3割負担で9円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療情報閲覧に同意が必要。 *調剤の加算は6ヶ月に1度 *令和6年1月より再診の加算はなくなりました</p>	令和 6 年 1 月～	初診料(医科歯科)	調剤管理料(薬局)*	マイナ保険証	2点 (3割負担で6円)	1点 (3割負担で3円)	通常の保険証	4点 (3割負担で12円)	3点 (3割負担で9円)
令和 6 年 1 月～	初診料(医科歯科)	調剤管理料(薬局)*								
マイナ保険証	2点 (3割負担で6円)	1点 (3割負担で3円)								
通常の保険証	4点 (3割負担で12円)	3点 (3割負担で9円)								

<p>(13) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算とは何か。</p>	<p>オンライン資格確認導入の医療機関で、患者の医療情報等をオンラインで取得して診療をおこなう医療機関が算定できる加算です。医療機関によって加算されるか否か対応が異なります。問診等の業務負担が軽減すると考えられることから、<u>マイナ保険証使用の場合</u>はこの加算分の窓口負担が低くなります。</p> <p>※この加算ができる医療機関では、オンライン請求を行っている、オンライン資格確認を行う体制を有していることなどを施設内やホームページ等で掲示しています。</p> <p>※自身の医療情報等の提供に同意する必要があります。同意されない場合には、通常の保険証と同じ負担となります。</p>
<p>(14) マイナ保険証は毎回提示する必要があるのか。</p>	<p>通常の保険証とは異なり、毎回提示したうえ、医療情報の閲覧等の同意をしていただく必要があります。</p>
<p>(15) マイナ保険証でのかかりかたは。</p>	<p>① マイナンバーカードの読み取り 医療機関窓口に設置のカードリーダー（読取端末）にカードを置きます</p> <p>② 本人認証 <u>顔認証</u>か<u>暗証番号認証</u>を選択します 暗証番号認証では利用者証明パスワード（4桁）を入力します</p> <p>③ 医療情報等の閲覧の同意選択 医療機関が自身の薬剤情報や特定健診情報等の医療情報を閲覧することに同意するか否かを選択します。※同意されない場合は、通常の保険証提示した場合と同様の取り扱いになります。</p>

【2】マイナ保険証の使用、登録された健康保険情報について

質問	回答例
<p>(16) 健康保険が変わるとき、マイナ保険証の変更手続きは必要か。</p>	<p>一度保険証の利用登録をされていれば、マイナ保険証の変更作業は不要です。 勤務先や市町村等に対する異動届等の提出、マイナンバーの届出はこれまでと変わらず必要です。これらの届出を受けた各保険組合がシステムに健康保険情報を登録することで、マイナ保険証にひもづく健康保険証情報が更新されます。</p>
<p>(17) 健康保険に加入する手続き直後に受診の場合マイナ保険証は使用できるのか。</p>	<p>マイナ保険証にひもづく健康保険情報の更新には1週間～10日程度かかります。 加入する健康保険が変更した後に受診する際は、マイナポータルで健康保険情報が更新されているかご確認ください。 ※未更新(新しい健康保険情報になっていない)の状態を受診する場合は、<u>9頁：質問(21)</u>をご確認ください。 ※保険証廃止後に加入する健康保険が変わった場合は、保険組合から「資格情報のお知らせ」が交付されます。マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示して受診してください。</p>
<p>(18) マイナ保険証が「資格(無効)」「資格情報がない」となるのはなぜか。</p>	<p>該当のかたの有効な健康保険情報がオンライン資格確認システムに登録されていないため起こるエラーです。通常の保険証を提示する等で対応してください。 ・「資格(無効)」: 直近の健康保険情報が喪失済になっており、喪失後の健康保険情報が登録されていない場合 ・「資格情報がない」: これまでに健康保険情報の登録がない(すでに喪失済みの健康保険を含む)、保険組合で健康保険登録情報の確認中である場合など ※健康保険情報の登録状況は各保険組合にご確認ください。</p>
<p>(19) マイナポータルで健康保険情報や医療情報が確認できなかった(エラー表示等)がなぜか。</p>	<p>住所変更や転職等により加入の健康保険が変わった場合、保険組合が健康保険情報をシステムに登録するまでに一定期間を要する(1週間～10日程度が目安)ため、マイナポータルで情報確認ができない場合があります(この間は医療機関等でも情報確認ができません)。 それ以外にも、保険組合が管理している情報の正確性を確認するため情報閲覧を停止している場合があります。その確認状況や過去の医療情報等の閲覧を希望される場合は、加入中または以前加入していた保険組合へのお問合せください。</p>

(20) マイナ保険証が医療機関で使用できなかったが、どういう理由が考えられるか。



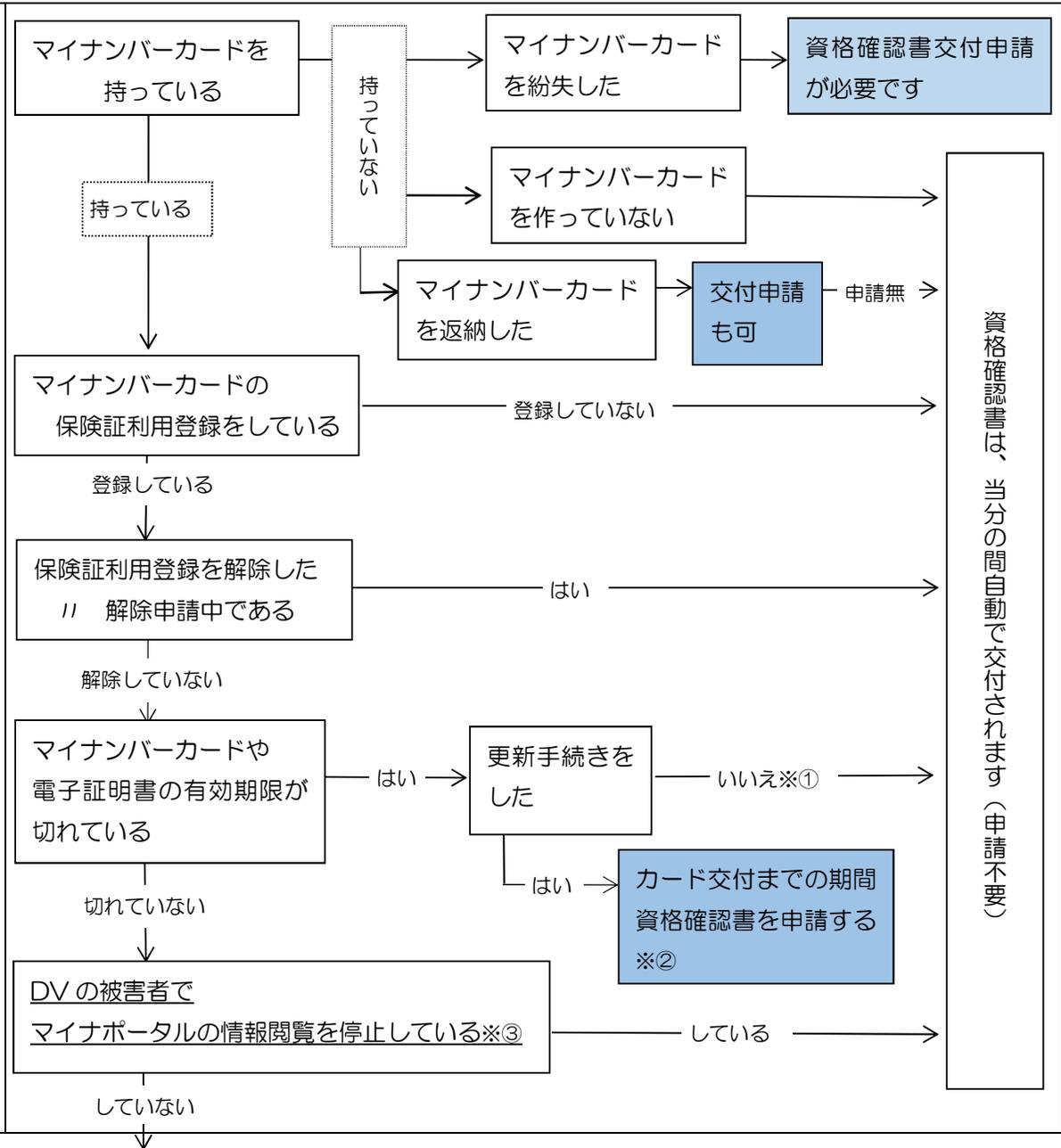
	<p>※1 カード券面汚損や IC チップ破損でも読み取りできません。お住まいの自治体のマイナンバーカード担当部署へご連絡ください。</p> <p>※2 マイナポータルで自己情報が閲覧できないかた 「住民基本台帳の支援措置申出」や保険組合に「自己情報の不開示」の申出をしているかた</p> <p>※3 受付時間 平日：9：30～20：00、土日祝：9：30～17：30</p>
<p>(21) マイナ保険証で資格確認ができなかった場合の支払いはどうなるのか。</p>	<p>以下のいずれかの方法で、医療機関が健康保険の資格を確認できれば、自己負担割合での受診が可能です。マイナンバーカード・保険証のいずれもお持ちでない場合は、10割の自己負担となる可能性があります。</p> <p>① マイナンバーカードとスマートフォンのマイナポータル健康保険情報（資格情報）の画面を提示する※1</p> <p>② 通常の保険証等を提示する（保険証廃止後は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ※2」を提示する）</p> <p>③ マイナンバーカードを提示し、医療機関窓口で「被保険者資格申立書※3」を記入する</p> <p>※1 令和6年2月6日から健康保険情報（資格情報）をダウンロードする機能がリリースされました。ダウンロードした資格情報のPDFファイルの画面とマイナンバーカードの提示でも受診可能です。</p> <p>※2 健康保険の加入状況を簡易的に表示した書面です。保険組合から交付されますが、交付時期等は加入されている健康保険によって異なります。</p> <p>※3 「マイナンバーカードの券面情報（氏名・生年月日・性別・住所）、加入の健康保険に関する情報、自己負担割合等」を記入するものです。受診歴のある医療機関の場合、申立書の記入に替えて、過去の保険証内容等を口頭確認する場合があります。</p>

【3】保険証の廃止、廃止後の取扱いについて

質問	回答例
(22) 保険証は廃止になるのか。	令和6年12月2日に廃止となります。これ以降は、新規の保険証は交付されません。廃止時にお手元にある保険証は、その保険証に記載の有効期限まで（最長1年間：令和7年12月1日まで）利用できます。（有効期限前に加入の健康保険が変わる場合を除く）。
(23) 保険証廃止後は何か交付されるのか。	<p>マイナ保険証をお持ちでないかた等には、加入している健康保険の保険組合から、「資格確認書」が、当分の期間、自動で交付されます。</p> <p>マイナ保険証をお持ちのかたは、マイナ保険証を使用いただきますが、加入の保険組合より「資格情報のお知らせ」が交付される予定です。「資格情報のお知らせ」は加入する健康保険によって交付の時期が異なります。詳しくは、加入の保険組合にお問合せください。</p>
(24) マイナ保険証を持っていないが、保険証の廃止後はどうなるのか。	<p>保険証に代わり「資格確認書」が交付されます。</p> <p>「資格確認書」は、原則は各保険組合への申請により交付されますが、当面は、<u>マイナ保険証をお持ちでないかた（マイナンバーカードをお持ちでない、保険証利用登録をされていない）やその他保険者が必要と認めるかた</u>には、自動で「資格確認書」が交付されます。</p>
(25) 三郷市国民健康保険の令和6年7月31日期限の保険証があるが、有効期限後はどうなるのか。	<p>令和6年度は、7月中旬に有効期限令和7年7月31日の保険証を交付します（一部のかたは有効期限が異なります）。保険証の交付は、令和7年7月31日期限のものが最終となります。</p> <p>令和7年7月31日以降は、有効期限到来前にマイナ保険証がないかたなどには「資格確認書」、マイナ保険証をお持ちのかたには「資格情報のお知らせ」を送付します。</p> <p>なお、令和6年12月2日～令和7年7月31日の間に有効期限が到来するかた（75歳到達を除く）には、随時「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお送りします。</p>
(26) 資格確認書はどんなものか。受診はできるのか。	<p>保険証の廃止後に、原則申請により、保険証に代わり交付されるものです。ただし、<u>マイナ保険証をお持ちでないかたやその他保険者が必要と認めるかた</u>には、当分の間は自動交付されます。</p> <p>これまでの保険証と同様の負担割合で受診は可能ですが、マイナ保険証のように医療情報等に基づいた診療・投薬を受けることはできません。</p> <p>（保険組合によりカード型やハガキサイズなど仕様が異なります。通常の保険証と同様の項目と任意の項目が表示される予定です）</p>

<p>(27) 資格確認書に有効期限はあるか。</p>	<p>有効期間は、交付から最大で5年間を限度として各保険組合が設定します。</p> <p>三郷市国民健康保険では、保険証と同じく <u>1年間を有効期間として想定</u>しています。期限経過後は、原則更新の手続きが必要ですが、<u>マイナ保険証がないかたやその他必要と認められるかた</u>には、当分の間、各保険組合が自動交付する予定です。</p>
<p>(28) 資格確認書をもらうためには申請が必要か。</p>	<p><u>マイナ保険証をお持ちでないかたやその他保険者が必要と認めるかた</u>には、当分の間、各保険組合から自動交付され、申請は不要です。<u>それ以外のかた</u>は、原則、各保険組合に対する申請が必要です。詳しい申請方法や交付方法等は、今後各保険者から提示される予定です。</p>
<p>(29) 資格確認書が自動交付される(申請不要)者とはどういった人か。</p>	<p>① マイナンバーカードを作っていないかた ② マイナンバーカードを返納されたかた※1 ③ マイナンバーカードはあるが、保険証の利用登録をされていないかた ④ <u>保険利用登録を解除されたかた(解除申請中を含む)※2</u> ⑤ マイナンバーカードの有効期限が切れた、及び電子証明書の有効期限が切れたかた※3 ⑥ DVの支援申出者(マイナポータルの自己情報閲覧ができないかた) ⑦ 要配慮者(高齢者や障がい者等)で「資格確認書」の交付申請をされたかたが、有効期限後に更新する場合(初回のみ交付申請が必要。施設等入所者は、本人の意思確認のうえ、施設等が代理で申請する方法が検討されています。)</p> <p>※1 返納後に、ご自身で資格確認書交付申請をすることも可能です。申請がない場合は、自動で交付されます。 ※2 保険証利用登録解除は各保険組合に申請が必要です。解除のシステムは国で開発中のため、解除できるのは令和6年秋以降の予定です。 ※3 有効期限経過後に更新申請をされていないかたに対し交付されます。交付までには一定期間かかります。</p>
<p>(30) 資格確認書の申請が必要な場合は。</p>	<p>以下のようなかたが対象となります。</p> <p>① マイナンバーカードを紛失されたかた※ ② マイナンバーカード更新中のかた※ ③ 要配慮者(高齢者や障がい者等)の受診時に介護者が同行する必要がある、マイナ保険証での受診が困難なかた(有効期限後の更新は、当面は自動で交付されます)</p> <p>※カードの再発行や有効期限の更新申請をされたのち、新しいカードの交付まで1~2カ月かかります。保険証廃止後、カード交付までの期間に受診される場合は「資格確認書」の交付申請をしてください。</p>

(31) 資格確認書の交付申請が必要かわからない。



	<p style="text-align: center;">↓ していない</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>高齢者や障がい者等で マイナ保険証での受診に困難がある</p> </div> <p style="text-align: center;">↓ 問題ない</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffff00;"> <p>「資格確認書」は交付されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保険組合から交付される「資格情報のお知らせ※⑤」とマイナ保険証の提示等で受診ができます。 </div> <p style="text-align: center;">→ はい →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #add8e6; margin-left: 20px;"> <p>初回のみ資格確認書の 交付申請が必要です※④</p> </div> <p>※①資格確認書の自動交付までは数カ月かかります。カードの有効期限が切れても、保険証利用登録は即時解除とならず、一定期間は継続してご利用いただけます。電子証明書の期限が切れると保険証利用はできません。</p> <p>※②カード更新申請後、新しいカードの交付まで1～2カ月かかります。この期間に受診する場合は、資格確認書の交付申請をしてください。電子証明書の更新は即日完了します。更新当日は利用できない可能性があります。</p> <p>※③マイナポータルで自己情報が閲覧できないかた 「住民基本台帳の支援措置申出」や保険組合に「自己情報の不開示」の申出をしているかた</p> <p>※④資格確認書の有効期限後の更新は、当分の間は申請が不要です。 施設等入所者のかたは、施設等が代理で申請する方法が検討されています。</p> <p>※⑤健康保険の加入内容を簡易に表示した書面です。加入の健康保険により交付時期等が異なります。社会保険や共済保険等に加入のかたには、令和6年3月～10月の間に交付される見込みです。</p>
<p>(32) 資格確認書に記載される任意項目とはなにか。</p>	<p>高額療養費自己負担限度額区分や、特定疾病療養の限度額などです。任意項目については、各保険組合の判断で記載事項が選択され、選択された項目について被保険者本人の希望に基づき記載事項として追加することが可能となる予定です。</p>

<p>(33) 限度額適用認定証等や特定疾病受療証の発行はなくなるのか。</p>	<p>三郷市国民健康保険では、これらの証は、引き続き申請により交付が可能です。</p> <p>各保険組合で対応が異なる可能性があります。また、ご本人の希望により、マイナ保険証がないかた等に交付される資格確認書に任意項目として限度額適用区分や特定疾病適用区分の記載される可能性があります。</p>
<p>(34) 「資格情報のお知らせ」とはなにか。</p>	<p>保険証廃止後にマイナ保険証をお持ちのかたに交付される A4 サイズの書面です。健康保険の加入内容等を簡易に表示したものになります。</p> <p>あくまで加入内容のお知らせにとどまるため、「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。</p>
<p>(35) 「資格情報のお知らせ」はどこから交付されるのか。</p>	<p>マイナ保険証をお持ちのかたに対し、各保険組合から交付されます。</p> <p>加入する健康保険により交付の時期等が異なり、社会保険や共済保険等に加入のかたには、令和6年3月～10月に「資格情報のお知らせ」が送付されます。その後は、新規に健康保険に加入された場合や自己負担割合が変更された場合に交付されます。</p> <p>詳しくは、加入する健康保険の保険組合にお問合せください。</p> <p>国民健康保険では、令和7年7月以降に一斉交付の予定ですが、「資格確認書」の交付を受けているかたには交付されません。</p>
<p>(36) マイナ保険証が利用できない医療機関を受診するときはどうすればいいのか。</p>	<p>保険証の廃止後は、以下のいずれかの方法で受診するようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナポータル（スマートフォン等）の健康保険情報画面とマイナ保険証を提示する ●保険組合から交付された「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を提示する（スマートフォン等がない場合） <p>ただし、有効な保険証がお手元にある間（最長1年間：令和7年12月1日まで）は保険証を提示しての受診も可能です。</p>